

あなた と 都税

8月号

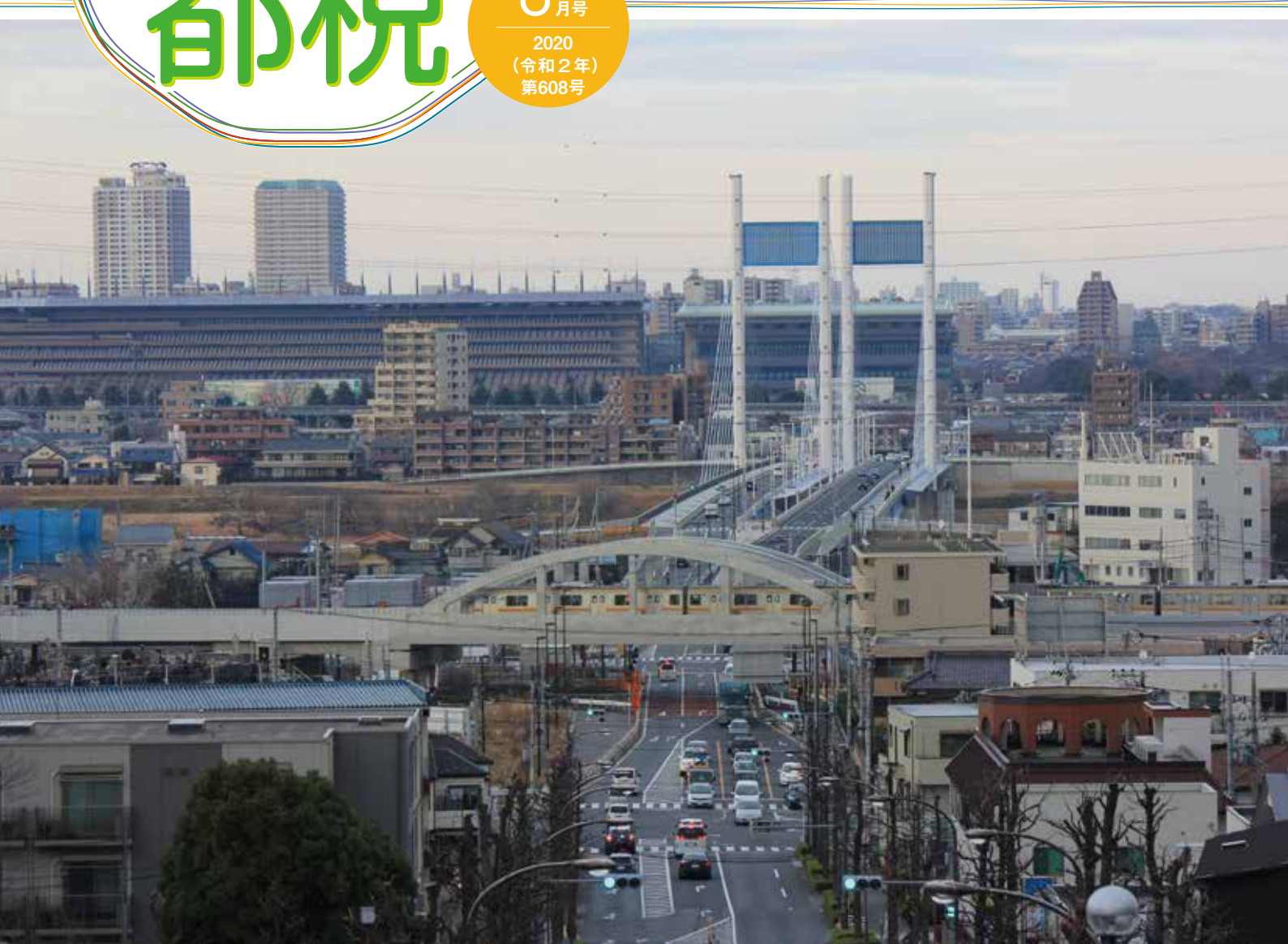
2020
(令和2年)
第608号都税のお問合せについては、
AIチャットボットサービスをご利用ください！

(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん東京都主税局HPから
バナーをクリック！

今月の特集は

知っていますか？ 個人事業税について



JR南武線連続立体交差事業（南多摩駅付近）

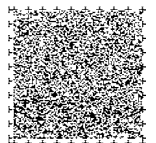
8月は個人事業税の納期です

第1期分の納期限は8月31日（月）です

*新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から所得税及び個人事業税の申告期限が延長された影響等により、納税通知書の発送が9月以降となる場合があります。その場合には、納税通知書に記載された納期限までにお納めください。
また、同感染症の影響により納税が困難な場合は、徴収猶予の制度があります。詳細は主税局ホームページをご覧ください。

●ご利用になれる納付方法

- ①口座振替(振替日は8月31日(月)です。前日までに振替税額のご入金をお願いいたします。都税Web口座振替申込受付サービスでは、8月10日(月)までのお申込みで第1期分から振替可能です。) [都税 Web口座振替](#) [検索](#)
- ②金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ③クレジットカード(インターネットを利用した専用サイト)
- ④スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay) **NEW!**
- ⑤コンビニエンスストア
- ⑥金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口



都税の納付方法

検索

都税の情報発信中!

Twitter アカウント
@tocho_syuzeiFacebook アカウント
東京都主税局

お問い合わせ先：所管の都税事務所（特集右ページ右上をご確認ください。）

教えて!

特集

タクちゃん

知っていますか？個人事業税について



(個人事業税)

令和2年度個人事業税納税通知書が8月3日(月)に発送されます。今回は、個人事業税についてタクちゃんたちと学んでみましょう。

個人事業税の基本

○ 納める方

都内に事務所または事業所を設けて、法定業種の事業を行っている個人の方

○ 納める額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業所得} \\ \text{又は(及び)} \\ \text{不動産所得} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税の事業} \\ \text{専従者給与} \\ \text{(控除)額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{個人の事業税} \\ \text{の事業専従者} \\ \text{給与(控除)額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{各種} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

*個人事業税に青色申告特別控除の適用はないため、所得税で認められている場合は足し戻します。

○ 納める時期

原則として8月と11月の年2回。8月に都税事務所・支庁から納税通知書及び1期分・2期分の納付書を発送します。

Q1

個人で事業をしていると どんな業種でも税金がかかるの？

ノンちゃん



将来新しく自分でお店を開きたいと思っているの。個人で事業をすると税金はかかるのかしら？

タクちゃん



地方税法等で決められた70の事業(法定業種)を行っている個人事業税がかかるよ。法定業種とは次のような業種だよ。

※個人事業税が課税される法定業種の例(一部抜粋)

| 区分 | 税率 | 事業の種類 | |
|-----------------|-----|----------|----------|
| 第1種事業 (37業種) | 5% | 物品販売業 | 不動産貸付業 |
| | | 製造業 | 運送業 |
| | | 駐車場業 | 請負業 |
| | | 飲食店業 | (ほか30業種) |
| 第2種事業 (3業種) | 4% | 畜産業 | 水産業 |
| | | 新炭製造業 | |
| 第3種事業 (30業種) | 5%* | 医業 | 歯科医業 |
| | | 弁護士業 | 税理士業 |
| | | コンサルタント業 | デザイン業 |
| | | 美容業 | (ほか23業種) |

*第3種事業には、税率3%の業種もあります。

Q2

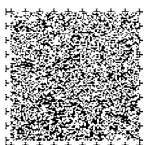
税額はという計算で決まるの？

タクちゃん



税額は、税務署等に提出した確定申告書等の**所得金額**を基に計算するよ。

算出式を簡単にすると、次のようになるよ。



計算式にあてはめてみよう!

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{事業主} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

(例)個人で八百屋(物品販売業)を営んでいるタクちゃんの場合

- ・税率 (a) 5%
- ・収入 (b) 600万円
- ・経費 (c) 235万円
- ・青色申告特別控除額 (d) 65万円
- ・所得金額 (e) = (b-c-d) 300万円
- ・事業主控除額 (f) 290万円*



(*営業期間が1年未満の場合は月割額)

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{300万円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{65万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{290万円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{5\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{37,500円} \\ \hline \end{array}$$

(e) (d) (f) (a)

*個人事業税に青色申告特別控除の適用はないため、所得税で認められている場合は足し戻します。

Q3

これから事業を始める時の手続きは？

ノンちゃん



個人事業税についてだんだんわかってきたわ。実際に事業を始める時の具体的な手続きはどうかしら？

タクちゃん



事業を始める場合は、税務署(国)のほかにも、都税事務所(都)にも「事業開始等申告書」を届け出る必要があるの注意してね!

こんな時どーする?



開業したけど、忙しくて都税事務所まで行けない...



都税事務所まで行くのが大変な場合は、主税局HPから「事業開始等申告書」をダウンロードして、都税事務所まで郵送することも可能です。控えがご入用の場合は返送用封筒を同封ください。

個人事業税の申告を忘れていた!



税務署に所得税の確定申告を行っていただくと、個人事業税の申告も行ったこととなりますので、別途都税事務所にも所得金額などを申告する必要はありません。

※年の途中で事業を廃止した場合は例外となるため、都税事務所にも所得金額などを申告する必要があります。



不動産貸付業・駐車場業の認定基準

不動産貸付業、駐車場業には次のとおり一定の基準があり、該当する場合は課税となります。

<例1> マンションを貸し付けている場合



貸付用部屋数が10室以上

→ 不動産貸付業に該当

課税

<例2> 青空駐車場を貸し付けている場合



駐車可能台数が10台以上

→ 駐車場業に該当

課税

※これ以外にも基準があります。
(上記の例に当てはまらない場合でも、課税となることがあります。)
詳細は右記の所管都税事務所までお問い合わせください。

個人事業税の所管都税事務所

個人事業税についてのお問合せは、所管の都税事務所までご連絡をお願いいたします。

| 所管区域 | 所管都税事務所 |
|---|--------------------------|
| 千代田区、文京区 | 千代田都税事務所 03-3252-7141 |
| 中央区、江東区、江戸川区 | 中央都税事務所 03-3553-2151 |
| 港区 | 港都税事務所 03-5549-3800 |
| 新宿区、中野区、杉並区 | 新宿都税事務所 03-3369-7151 |
| 台東区、墨田区、葛飾区 | 台東都税事務所 03-3841-1271 |
| 品川区、大田区 | 品川都税事務所 03-3774-6666 |
| 渋谷区、目黒区、世田谷区 | 渋谷都税事務所 03-5420-1621 |
| 豊島区、板橋区、練馬区 | 豊島都税事務所 03-3981-1211 |
| 荒川区、北区、足立区 | 荒川都税事務所 03-3802-8111 |
| 八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町 | 八王子都税事務所 042-644-1111 |
| 立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市 | 立川都税事務所 042-523-3171 |

ご存知ですか？

個人事業税の減免制度

- **高額な医療費の支出があった場合**
要件：[合計所得金額* × 20% - 25万円] を超える医療費の支出があったこと
 - **納税者または扶養親族等が障害者である場合**
要件：合計所得金額* が370万円以下であること
- ※事業・不動産所得の他に給与・雑所得等各種所得金額の合計金額（青色申告特別控除前）をいいます。
- **特定の省エネルギー設備等を取得した場合**
要件：東京都主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です。

上記以外の減免制度もありますので、右上記載の所管の都税事務所にお問合せください。



納税通知書の封筒に音声コードを添付しています

納税通知書の封筒に、音声コードを添付し、通知書の内容を音声で取得できる旨を案内します。希望される方には税額などの情報を音声コード化し、個別に文書を送付します。

☎ 課税部課税指導課個人事業税班 ☎03-5388-2969

便利な納付方法をご用意しています

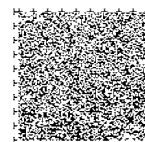
- **安心・便利な口座振替をご利用ください！**
都税Web口座振替申込受付サービスは、パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、都税の納付にかかる口座振替（自動払込）の申込手続きができるサービスです。
令和2年8月10日（月）までにお申込みいただくと、8月の個人事業税第1期分からご利用いただけます。

都税 Web口座振替 検索

- **スマートフォン決済アプリでも納付できます！**

令和2年6月1日から都税がPayPay、LINE Payで納付できるようになりました。納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでもどこでも納付できます。

詳しくは、主税局HPをご確認ください。



暮らしに街に ～ここにも都税がきている～

令和2年度一般会計当初予算



東京都では、慢性的な渋滞解消や、予期せぬ災害などに備えた道路整備事業を実施しています。今回は連続立体交差事業についてご紹介いたします。

連続立体交差事業は、市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業です。

事業の効果としては、踏切による交通渋滞の解消や、鉄道により分断されていた市街地の一体化、新たに生み出される高架下等の空間の利用などが挙げられます。このように、連続立体交差事業は一体的で総合的なまちづくりの推進にも寄与する事業であり、東京の都市再生を進める観点から積極的に取り組んでいます。

詳しくは、連続立体交差事業（連立事業）ポータルサイトをご覧ください。 →



お知らせ

8月は個人住民税「普通徴収」の第2期分の納期です

納期内納税にご協力お願いいたします。

各区市町村の窓口

個人住民税
PRキャラクター
ぜいきりん

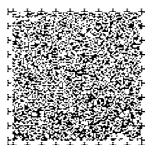


減免制度

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税減免（23区内）

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免します（個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る。）。

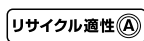
減免を受けるためには、申請が必須です。



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。「『未来の東京』戦略ビジョン」を昨年12月に策定しました。都庁総合HP <https://www.metro.tokyo.lg.jp/>からご覧いただけます。



※紙バブル配合率20%再生紙使用
石油系潤滑剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(31)107 令和2年8月1日発行

*未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、減免手続きのご案内を送付します。

土地が所在する区にある都税事務所

★ご案内

講演会参加者募集！

講演内容：『いつも心の中に微笑みを』

日時：令和2年10月27日（火）

14時30分開演

会場：東京都江戸東京博物館大ホール

講師：山田邦子氏（タレント）

1960年東京都生まれ。



1980年に芸能活動を開始し、翌1981年歌手デビュー曲『邦子のかわい子ぶりっ子バスガイド編』で有線大賞新人賞を受賞する。1982年には第20回ゴールデンアロー賞を受賞。『オレ達ひょうきん族』『やまだかつてないテレビ』などでお茶の間の人気者となる。2018年には長唄名取『杵屋勝之邦（きねやかつのぶくに）』を襲名。2007年乳がんが発覚し、闘病生活を送る。2008年、がんに対する知

識と理解を呼びかけるチャリティー団「スター混声合唱団」を設立し、団長として全国各地にて活躍中。

申込方法：8月31日（月）までに、郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、年齢、性別、電話番号、参加人数（2人まで）をご記入の上、往復はがき又は（公財）東京税務協会HPからお申込ください。（参加無料、都内在住の方、応募多数の場合抽選）

はがき宛先：

〒164-0001 中野区中野4-6-15

（公財）東京税務協会 企画広報部

HP：<https://www.zeikyo.or.jp>

（公財）東京税務協会 企画広報部

☎03-3228-7998



●編集後記

最近は夏バテ予防に豚肉をよく食べています。色々な味つけを試するのが楽しいです。暑い日が続きますが、栄養をしっかり摂って元気に過ごしましょう！（M）